

富士市林地台帳情報取扱要領

(平成 31 年 3 月 31 日制定)

第 1 趣旨

- 1 富士市林地台帳情報の取扱いについては、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）、森林法施行令（昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号）、森林法施行規則（昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号）、林地台帳制度の運用について（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 395 号 林野庁長官通知）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 林整計第 400 号 林野庁森林整備部計画課長通知）、富士市個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 28 日富士市条例第 10 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。
- 2 富士市林地台帳情報の取扱いについては、林地台帳及び地図運用マニュアル（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 407 号 林野庁森林整備部計画課長通知）、林地台帳及び地図整備マニュアル（平成 28 年 10 月 7 日付け 28 林整計第 228 号 林野庁森林整備部計画課長通知）に配慮するものとする。

第 2 林地台帳情報の定義

この要領で取扱いを定める富士市林地台帳情報（以下「林地台帳情報」という。）とは、森林法第 191 条の 4 で規定された次に定める林地台帳及び林地台帳地図をいう。

(1) 林地台帳

富士市の富士地域森林計画区域における、土地の所有者の氏名又は名称及び住所など、森林法に規定されている事項と省令等で規定された森林の土地に関する情報を「地番」を単位とし取りまとめた帳簿

(2) 林地台帳地図

林地台帳に記載された地番の位置を示す、縮尺 5 千分の 1 の森林の土地に関する地図

第 3 林地台帳情報の備え付け

林地台帳情報は、産業経済部林政課に備え付けるものとする。

第 4 林地台帳情報の管理

林地台帳情報は、産業経済部林政課長が管理（以下「管理者」という。）する。

第 5 林地台帳情報の公表

- 1 管理者は、林地台帳情報の備え付け所において、別表1の必要な書類を備え、林地台帳情報の閲覧の申請があり、別表2の書類により窓口に来た人の本人確認ができる場合は、林地台帳情報（公表することにより個人の権利利益を害するものそのほかの公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を閲覧により公表するものとする。
- 2 管理者は、林地台帳情報を公表する者に対し、別紙1の周知事項を口頭で説明するものとする。

第6 個人情報を含む林地台帳情報の情報提供

- 1 個人情報を含む林地台帳情報の提供は、法令等に基づく場合を除き、次の利用目的のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 適切な森林施業の実施
- (2) 森林施業の集約化に資する場合

- 2 管理者は、林地台帳情報の備え付け所において、別表3または別表5の必要な書類を備え、林地台帳情報提供依頼の申し出があり、その利用目的が前項の(1)又は(2)に合致するとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者と認められる場合、これを承認し、林地台帳情報に記載された事項（原則全ての記載事項）の複製の提供を行うものとする。

また、次の(4)に該当する者から林地台帳情報に記載された事項（原則全ての記載事項）の提供依頼があった場合、複製の提供を行うものとする。

- (1) 当該森林の土地所有者、森林所有者又は土地所有者の同意を得た者が、所有する森林の区域の複製の提供を希望し、以下のア、イ、ウの全てに該当する場合。

ア 申請者が、次の①、②、③のいずれかに該当すること。

- ① 当該森林の土地の土地所有者
- ② 当該森林の土地の森林所有者
- ③ 当該森林の土地の土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む。）

イ 申請者が、次の①、②、③のいずれかの書類を提示又は提出すること。

- ① 当該森林の土地の土地所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出
- ② 当該森林の土地の森林所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出
- ③ 当該森林の土地の土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者は、本人と確認できる資料の提示、所有地番を証明する書類及び委任状（参考1）や受委託契約書の写し等同意を確認できる書類の提出

ウ 林地台帳情報の提供に係る留意事項に同意する書類（様式 3）の提出
(2) 当該森林の土地に隣接する土地所有者、森林所有者又は土地所有者の同意を得た者が、所有する土地に隣接する森林の区域の複製の提供を希望し、以下のア、イ、ウの全てに該当する場合

ア 申請者が、次の①、②、③のいずれかに該当すること。

- ① 当該森林の土地に隣接する土地所有者
- ② 当該森林の土地に隣接する森林所有者
- ③ 当該森林の土地に隣接する土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者（森林の施業又は経営の委託を受けている者を含む。）

イ 申請者が、次の①、②、③のいずれかの書類を提示又は提出すること。

- ① 当該森林の土地に隣接する土地所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出
- ② 当該森林の土地に隣接する森林所有者は、本人と確認できる書類の提示及び所有地番を証明する書類の提出
- ③ 当該森林の土地に隣接する土地所有者又は森林所有者からの同意を得た者は、本人と確認できる資料の提示、所有地番を証明する書類及び委任状（参考 1）や受委託契約書の写し等同意を確認できる書類の提出

ウ 林地台帳情報の提供に係る留意事項に同意する書類（様式 3）の提出。

(3) 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者の同意を得た者が、県内の森林の区域の複製の提供を希望し、以下のア、イ、ウの全てに該当する場合

ア 申請者が、次の①、②のいずれかに該当すること。

- ① 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者
- ② 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者の同意を得た者

イ 申請者が、次の①、②のいずれかの書類を提示又は提出すること。

- ① 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者は、本人と確認できる書類の提示及び対象森林が存在する県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類の提出
- ② 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者の同意を得た者は、本人と確認できる書類の提示及び委任状（参考 1）

や対象森林が存在する県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類の提出

ウ 林地台帳情報の提供に係る留意事項に同意する書類（様式 3）の提出

(4) 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する県知事

3 複製の提供は、原則として電子データにより行うものとするが、管理者が認める場合は書面で行うことができる。

4 管理者は、2 項の規定により個人情報を含む林地台帳情報の複製を提供する場合は、林地台帳情報の提供に係る留意事項を説明し、申請者に留意事項に同意する書類（様式 3）の提出を求めるものとし、複製を印刷物で提供する場合は、別紙 2 の注意書きをその印刷物に表示するものとする。

第 7 林地台帳情報の修正・更新

1 管理者は、林地台帳の精度向上を図るため、林地台帳情報の修正・更新を行うものとする。

2 管理者は、林地台帳情報の備え付け所において、別表 6 の必要な書類を備え林地台帳情報の修正の申し出があり、次の(1)に該当する者と認められる場合、修正申出の内容に基づき、別表 8 により修正を行うか判断し、結果を申出者に通知（様式 5）するとともに、別表 9 により修正を行うものとする。

(1) 当該森林の土地所有者又は土地所有者の同意を得た者が、所有する森林の区域の林地台帳の修正申し出を申請し、以下のア、イの全てに該当する場合

ア 申請者が、次の①、②のいずれかに該当すること。

① 当該森林の土地の土地所有者

② 当該森林の土地の土地所有者の同意を得た者

イ 申請者が、次の①、②のいずれかの書類を提示又は提出すること。

① 当該森林の土地の土地所有者は、本人と確認できる書類の掲示及び修正事項を証明する書類の提出

② 当該森林の土地の土地所有者の同意を得た者は、本人と確認できる書類の掲示、委任状（参考 1）等同意を確認できる書類の提出及び修正事項を証明する書類の提出

3 管理者は、森林の土地の所有者届書（森林法第 10 条の 7 の 2）の受理後に、届出書の記載内容に従い、別表 10 により林地台帳の記載事項を更新するものとする。

4 管理者は、国土利用法の届出（国土利用計画法第 23 条第 1 項）に関する情報提供を受けた場合は、届出の記載内容に従い、別表 11 により林地台帳の記載事項を更新するものとする。

5 管理者は、次の(1)から(9)の情報を定期的に取り得し、林地台帳の記載事項を修正・更新するものとする。

- (1) 登記情報による更新(別表 12 による)
- (2) 固定資産課税台帳情報に基づき、登記簿上の所有者以外の情報を含め更新
- (3) 地籍調査実施情報による更新(別表 13 による)
- (4) 住民基本台帳情報による更新(別表 14 による)
- (5) 境界の明確化にかかる事業等の実施情報による更新(別表 15 による)
- (6) 森林経営計画の認定による更新(別表 16 による)
- (7) 地域森林計画対象森林の区域の変更による更新(別表 17 による)
- (8) 市町村森林整備計画の樹立・変更時の更新(別表 18 による)
- (9) その他管理者が必要と認めるもの

6 管理者は、次の(1)から(5)の情報を定期的に取り得し、林地台帳地図の情報を更新するものとする。(別表 19 による)

- (1) 地籍調査成果による更新
- (2) 5 条森林の区域の変更(編入・除外等)による更新
- (3) 境界明確化事業や山村境界基本調査等の成果による更新
- (4) 公図(不動産登記法第 14 条)、地番図(地方税法第 380 条第 3 項)等の林地台帳地図の原案作成に使用した地図による更新
- (5) 管理者が必要と認めるもの

附則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 の 1 関係)

窓口に来た者	申請に必要な書類
本人	① 「林地台帳閲覧申請書」 (様式 1) ② 本人の氏名・住所が確認できる書類 (別表 2)
代理人	① 「林地台帳閲覧申請書」 (様式 1) ② 委任状 (参考 1)、代理人選任届等 (原本) ③ 窓口に来た人の「氏名・住所」が確認できる書類 (別表 2)

別表 2 (第 5 の 1、第 6 の 2 (1)、(2) 及び(3)、第 7 の 2 関係)

本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 写真付き住民基本台帳カード (マイナンバーカード) ・ その他公的機関が発行した身分証明書
--------	---

別表 3 (第 6 の 2 (1) 及び(2) 関係)

窓口に来た者	申請に必要な書類
当該森林の土地の森林または土地所有者本人	① 「林地台帳情報提供依頼申出書」 (様式 2) ② 「林地台帳情報の提供に係る留意事項について」 (様式 3) ③ 所有地番を証明する書類 (別表 4) ④ 本人の「氏名・住所」が確認できる書類 (別表 2) ※写真のないものは 2 点
当該森林の土地の森林または土地所有者の代理人	① 「林地台帳情報提供依頼申出書」 (様式 2) ② 「林地台帳情報の提供に係る留意事項について」 (様式 3) ③ 所有地番を証明する書類 (別表 4) ④ 委任状 (参考 1)、代理人選任届 (原本) ※森林の土地の所有者から森林の施業又は経営の委託を受けている者が申し出する場合は、委託を受けていることを証明する書類 (森林施業委託契約書、森林経営委託契約書等、所有者本人との契約書) ⑤ 窓口に来た者の「氏名・住所」が確認できる書類 (別表 2) ※写真のないものは 2 点

別表 4 (第 6 の 2 (1) 及び (2) 関係)

所有地番を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出に係る森林の土地登記事項証明書 ・ 納税通知書の写し ・ その他管理者が認めるもの
-------------	---

別表 5 (第 6 の 2 (3) 関係)

窓口に来た者	申請に必要な書類
森林経営計画の認定を受けている森林組合や林業事業体等の担い手(森林計画の認定森林所有者)	<ul style="list-style-type: none"> ① 「林地台帳情報提供依頼申出書」(様式 2) ② 「林地台帳情報の提供に係る留意事項について」(様式 3) ③ 対象森林が所在する県内で森林経営計画の認定を受けていることの証明書(森林経営計画の認定書の写し) ④ 窓口に来た者の「氏名・住所」が確認できる書類(別表 2) <p>※写真のないものは 2 点</p>
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ① 「林地台帳情報提供依頼申出書」(様式 2) ② 「林地台帳情報の提供に係る留意事項について」(様式 3) ③ 対象森林が所在する県内で森林経営計画の認定を受けていることの証明書(森林経営計画の認定書の写し) ④ 委任状(参考 1)、代理人選任届等(原本) ⑤ 窓口に来た者の「氏名・住所」が確認できる書類(別表 2) <p>※写真のないものは 2 点</p>

※法人として申請する場合は、上記のほか、当該法人の名称・所在地等が確認できる書類(会社・法人の登記事項証明書)と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)

※相続人として申請する場合は、上記のほか、相続が確認できる書類(遺産分割協議書や除籍・戸籍謄本、改製原戸籍謄本等)

別表 6 (第 7 の 2 関係)

窓口に来た者	申請に必要な書類
当該森林の土地所有者本人	<ul style="list-style-type: none"> ① 「林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書」(様式 4) ② 修正事項を証明する書類(別表 7) ③ 本人の「氏名・住所」が確認できる書類(別表 2)
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ① 「林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書」(様式 4) ② 修正事項を証明する書類(別表 7) ③ 委任状(参考 1)、代理人選任届等(原本) ④ 窓口に来た者の「氏名・住所」が確認できる書類(別表 2)

別表 7 (第 7 の 2 関係)

<p>修正事項を証明する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 ・ 売買契約書 ・ 遺産分割協議書 ・ 贈与契約書 ・ その他管理者が認めるもの
--------------------	--

別表 8 (第 7 の 2 関係)

判断情報	林地台帳	林地台帳地図
<p>登記事項証明書</p>	<p>【修正の判断】 「登記簿上の所有者」欄の「登記年月日」より新しい年月日の場合</p>	<p>【修正の判断】 地籍調査終了箇所、分合筆された場合（分筆登記の図面等が添付された場合）</p>
	<p>【修正事項】 「登記簿上の所有者」及び「現に所有している者」欄の所有者名等を変更する</p>	<p>【修正事項】 修正事項は「地番表示」と「地図境界」。境界は登記に基づく電子データを入力した後に変更</p>
<p>売買契約書・遺産分割協議書・贈与契約書等</p>	<p>【修正の判断】 「現に所有している者」欄の「届出年月日・記載年月日」より新しい年月日の場合</p>	<p>【修正の判断】 (誤記載以外は修正しない)</p>
	<p>【修正事項】 「現に所有している者」欄の所有者名等を変更する</p>	<p>【修正事項】 境界は修正しない（小班の一部のみが売買されていた場合、都道府県に情報提供する）</p>

別表 9 (第 7 の 2 関係)

林地台帳記載項目		修正申出による更新方法
現に所有している 者、所有者とみなさ れる者	氏名・名称	修正申出に基づき所有者氏名（法人の場合は名称）を修正する。（登記事項証明証による場合は登記の所有者も修正）
	住所	修正申出に基づき所有者住所を記載する。
	共有	修正申出に基づき共有の有無を修正する。
	記載事由	「所有者本人による修正申出」を記載する。
	届出年月日・ 記載年月日	修正の通知日を記載する。

別表 10 (第 7 の 3 関係)

林地台帳記載項目		届出書記載事項による更新方法
現に所有している 者・所有者とみなさ れる者	氏名・名称	届出人の氏名（法人の場合は名称）を記載する。
	住所	届出人の住所を記載する。
	共有	持分割合が記載されている場合、共有として「有」を記載する。
	記載事由	「森林の土地の所有者届出」を記載する。
	届出年月日・ 記載年月日	届出書の届出日を記載する。

別表 11 (第 7 の 4 関係)

林地台帳記載項目		届出書記載事項による更新方法
現に所有している 者・所有者とみなさ れる者	氏名・名称	権利取得者の氏名（法人の場合は名称）を記載する。
	住所	修正申出に基づき所有者住所を記載する。
	記載事由	「国土利用計画法第 23 条第 1 項の規程による届出」を記載する。
	届出年月日・ 記載年月日	届出書の届出日を記載する。

別表 12 (第 7 の 5 (1) 関係)

林地台帳記載項目		届出書記載事項による更新方法
所在	所在・地番	分合筆に伴う登記が発生した際、「登記所在」に示されている所在で記載内容を書き換える。(登記種類により、台帳追加・削除等、適宜台帳更新を行う。)
	地目	地目変更登記が発生した際、「登記地目」に示されている地目で記載内容を書き換える。
	面積 (ha)	分合筆・地積更正に伴う登記が発生した際に「登記地積」に示されている日付で記載内容を書き換える。
登記簿上の所有者	氏名・名称	「権利者」に示されている所有者名で記載内容を書き換える。
	住所	「権利者」に示されている所有者の住所で記載内容を書き換える。
	共有の有無	「権利者」に示されている持分割合が 1 分の 1 以外の場合に記載内容を「有」に書き換える。
	登記年月日	「登記年月日」に示されている日付で記載内容を書き換える。

別表 13 (第 7 の 5 (3) 関係)

林地台帳記載項目		地籍調査成果による更新方法
地籍調査	済・未済	「済」を記載する。既に「未済」が記載されている場合は「済」に書き換える。
	実施年月日	地籍調査の実施日を記載する。
現に所有している者・所有者とみなされる者	氏名・名称	地籍簿に基づき所有者氏名(法人の場合は名称)を修正する。
	住所	地籍簿に基づき所有者住所を記載する。
	共有	地籍簿に基づき共有の有無を修正する。共有者名を記録する。
	記載事由	「地籍調査」を記載する。
	届出年月日・記載年月日	更新対象の行に地籍調査の実施日を記載する。

別表 14 (第 7 の 5 (4) 関係)

林地台帳記載項目		住民基本台帳による更新方法
現に所有している 者・所有者とみなさ れる者	氏名・名称	住民基本台帳に基づき所有者氏名を修正する。
	住所	住民基本台帳に基づき所有者住所を記載する。
	記載事由	「住民基本台帳」を記載する。
	届出年月日・ 記載年月日	更新対象の行に更新日を記載する。

別表 15 (第 7 の 5 (5) 関係)

林地台帳記載項目		事業成果による更新方法
境界の確定に資す る測量	済・未済・一 部未済	測量の実施状況に応じて「済」又は「一部未済」を記載する。既に「未済」が記載されている場合は「済」又は「一部未済」に書き換える。
	実施年月日	測量事業の実施日を記載する。
現に所有している 者・所有者とみなさ れる者	氏名・名称	調査結果に基づき所有者氏名（法人の場合は名称）を修正する。
	住所	調査結果に基づき所有者住所を記載する。
	共有	調査結果に基づき共有の有無を修正する。共有者名を記録する。
	記載事由	「境界に係る測量事業」を記載する。
	届出年月日・ 記載年月日	更新対象の行に測量事業の実施日を記載する。

別表 16 (第 7 の 5 (6) 関係)

林地台帳記載項目		森林経営計画の認定情報による更新方法
森林経営計画の認 定状況	認定の有無	更新対象の行に「有」を記載する。
	認定者の種類	更新対象の行に認定権者に応じて「市町村長」/「都道府県知事」/「農林水産大臣」のいずれかを記載する。
	認定年月	更新対象の行に森林経営計画認定書の認定年月を記載する。

別表 17（第 7 の 5（7）関係）

変更内容	林地台帳の更新内容
除外	5 条森林からの除外により林地台帳の対象外となるため当該林地の行を削除する。
編入	5 条森林への編入により新たに林地台帳の対象となるため当該林地の行を追加する。
分班	林地の地番に対する林小班番号が追加・変更となるため、林小班関連情報に当該林小班番号の行を追加・変更し、記載事項を適宜修正する。
統合	林地の地番に対する林小班番号が削除となるため、林小班関連情報の当該林小班番号の行を削除し、統合され保存する行の記載事項を適宜修正する。

別表 18（第 7 の 5（8）関係）

変更内容	林地台帳の更新内容
除外	5 条森林からの除外により林地台帳の対象外となるため当該林地の行を削除する。
編入	5 条森林への編入により新たに林地台帳の対象となるため当該林地の行を追加する。
分班	林地の地番に対する林小班番号が追加・変更となるため、林小班関連情報に当該林小班番号の行を追加・変更し、記載事項を適宜修正する。
統合	林地の地番に対する林小班番号が削除となるため、林小班関連情報の当該林小班番号の行を削除し、統合され保存する行の記載事項を適宜修正する。

別表 19（第 7 の 6 関係）

取得情報	林地台帳地図の修正・更新内容
地籍調査成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地番の記載事項・表示位置の修正 ・地番境界の修正
5 条森林の区域の変更	<p>【編入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林小班番号、林小班境界、関連する地番及び地番境界の追加 <p>【除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林小班番号、林小班境界、関連する地番及び地番境界の削除 <p>【分班や統合による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林小班番号、林小班境界の修正
境界明確化事業等の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地番の表示位置の変更
公図、地番図等	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する地番及び地番境界の修正・更新

別紙 1

林地台帳情報閲覧（複製）申請者周知事項

- 林地台帳情報は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。
- 林地台帳情報は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。
- 林地台帳情報は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。
- 提供を受けた林地台帳情報の情報は申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。
- 提供を受けた林地台帳情報の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、内部利用は可。）。

別紙 2

林地台帳情報複製注意書き

林地台帳の場合

「この林地台帳は、所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積等を証明するものではない。また、情報（所有者名等）は、現況と異なる場合がある。」

林地台帳地図の場合

「この林地台帳図は所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積について証明するものではない。」